

和歌山県における南紀熊野ジオパークの活動推進に向けた相互連携協定書

令和3年3月30日

和歌山県（以下「甲」という。）と国立大学法人和歌山大学（以下「乙」という。）と南紀熊野ジオパーク推進協議会（以下「丙」という。）とは、南紀熊野ジオパークの活動を推進することにより、大地の成り立ちに関わる自然遺産や文化遺産を保護しつつ、それらを教育や科学の普及、地域振興につなげるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、南紀熊野ジオパークの活動の推進を図るため、甲、乙及び丙、それぞれがその持分（特質）を十分発揮し、協働による活動を推進することを目的とする。

（活動内容）

第2条 活動内容は、次のとおりとする。

- （1）甲及び乙による南紀熊野ジオパークの研究推進に寄与する交流活動
- （2）乙による南紀熊野ジオパークセンターの教育及び研究利用
- （3）甲、乙及び丙によるイベントの広報等の相互協力
- （4）乙からの丙が組織する学術専門委員会等への委員就任
- （5）その他、南紀熊野ジオパークの活動推進に寄与する活動

（連携窓口の設置）

第3条 甲、乙及び丙は、連携・協力に関する窓口をそれぞれ設置し、相互に協議・情報交換等を行うとともに、第2条各号に規定する事業を推進することとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日とする。本協定終了日以降は、甲、乙及び丙は、あらためて第2条各号に規定する事業内容について見直しを行い、甲、乙及び丙において必要がある場合、あらたに協定を締結するものとする。

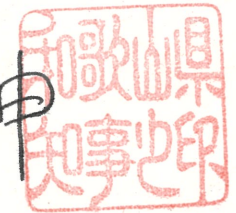
（協議事項）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙はともに誠意を持って協議し、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

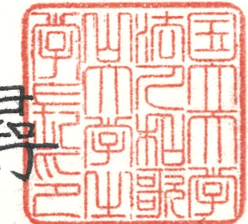
甲 和歌山県知事

仁坂吉伸



乙 国立大学法人和歌山大学長

伊東千尋



丙 南紀熊野ジオパーク推進協議会長

仁坂吉伸

